

松前町告示第61号
平成23年4月1日

松前町長 白石勝也

平成23年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の実施処理計画を定めたので、松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり告示する。

1. 処理計画区域
松前町全域とする。
2. 処理する一般廃棄物の種類
 - (1) 一般家庭から排出される一般廃棄物及び犬、猫等の死体
 - (2) 一般家庭から排出するし尿及び浄化槽汚泥
 - (3) 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物
3. 一般廃棄物の排出抑制、資源化計画
 - (1) 分別排出の徹底による資源化の促進
 - (2) ごみの排出抑制、資源化に対する意識の啓発
 - (3) ごみ減量化・資源化対策事業による減量化、資源化の促進
 - (4) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画作成等によるごみの減量、再利用の促進
4. 排出方法及び種類別収集方法
 - (1) 家庭から排出する一般廃棄物(ごみ)
委託業者

| 一般廃棄物処理(ごみ収集)委託業者 | | 委託区域 |
|--------------------------|------------------|---------|
| 「松前公益商会有限公司」 代表者：神野理恵 | 住所：松前町大字北黒田586-1 | 松前校区 |
| 「株式会社みずほ工業」 代表者：加納清恵 | 住所：松前町大字東古泉341-6 | 北伊予岡田校区 |

- ※ ごみは、別表 1 のとおり分別し、町が決めている曜日と時間を守って、居住する区域で定められた家庭系一般廃棄物集積場所へ排出する。ただし、年末年始(12月31日～1月3日)は収集を休みとする。
- ※ 家庭系一般廃棄物集積場所を利用する者は、当該場所を清掃するなど清潔を保つように努める。
- ※ 町民自らが直接搬入できるごみは可燃ごみ及びせんでい枝とし、別表 3 の施設及び別表 4 の事業所で処理を行う。

(2) 犬、猫等の死体

庭に埋める、民間の霊園に依頼する、伊予地区清掃センターへの持ち込み等の自己処理、または、状況により町が収集をする。

(3) し尿及び浄化槽汚泥

ア し尿・浄化槽汚泥

松前清掃協同組合が調整し、一般廃棄物処理(し尿・浄化槽汚泥)許可業者が収集する。

イ 許可業者

| 一般廃棄物処理(し尿・浄化槽汚泥)許可業者 | | 許可区域 |
|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 「第一衛生社」 代表者：加納祥恵 | 住所：松前町大字筒井 5 5 0 - 1 | 松前町 全域 |
| 「大塚衛生設備」 代表者：大塚修仁 | 住所：松前町大字浜 1 1 4 7 - 5 | |
| 「瀬戸衛生社」 代表者：加納清恵 | 住所：松前町大字筒井 3 8 7 - 5 | |
| 「松前衛生社」 代表者：永井高司 | 住所：松前町大字北黒田 7 5 5 - 7 | |

(4) し尿・浄化槽汚泥の収集体制の見直し

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、当面は松前清掃協同組合を構成する許可業者 4 社によって行うこととする。将来的には、公共下水道整備事業の進展によって、し尿・浄化槽汚泥の減少が見込まれるため、許可業者に経営の合理化を促し、収集量に応じたし尿処理体制の見直しを図る。

(5) 浄化槽清掃許可業者

し尿・浄化槽汚泥許可業者に同じ。

(6) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物

分別の徹底及び減量化、資源化を図り事業者が自ら処理するほか、自ら処理できない場合には、一般廃棄物処理業許可業者が事業者の申込みによりその都度収集する。

伊予地区清掃センターに搬入する事業系一般廃棄物（可燃ごみ）は、ごみ袋で搬入する際は、無色透明袋を使用すること。

また、木くず（せんてい枝）については、別表4の一般廃棄物処分業許可業者に処分を委託し資源化を図ることとする。但し、これにかかる費用は事業者が負担する。

(7) 一時大量ごみ

引越し、大掃除等で一日の排出量が15kgを超えるごみは、再利用、減量化を図るほか、排出者が自ら処理できない場合は、一般廃棄物処理業許可業者が排出者の申込みにより、その都度収集する。但し、これにかかる費用は排出者が負担する。

(8) 排出禁止物

次に該当するものは、排出者が自ら処理するか、専門業者又は購入店等に引取りを依頼する。但し、これにかかる費用は排出者が負担する。

| | |
|------------------|--|
| 環境大臣が指定する適正処理困難物 | ゴムタイヤ、スプリングマットレス |
| 処理が困難な物 | 危険性、有害性があるもの 重量、容積が著しく大きいもの |
| 資源有効利用促進法対象物 | 自動車、パソコン、小型二次電池等 |
| 家電リサイクル法対象物 | エアコン、テレビ、冷凍・冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機 |
| 一時大量ごみ | 1日に15キログラムを超えるもの |
| 医療系廃棄物 | 注射器、注射針、チューブ、カテーテル類 |
| 特別管理一般廃棄物 | PCB使用製品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物（医療機関） |
| 事業系ごみ | 事業活動に伴い生じるごみ |
| 産業廃棄物 | 産業廃棄物に分類される20品目 |

5. 処分の方法

(1) し尿及び浄化槽汚泥

伊予市松前町共立衛生組合「塩美園」において処分する。

(2) 可燃ごみ

伊予地区清掃センターにて焼却処分する。

(3) 缶類、びん類、金属類、ペットボトル、プラスチック類、紙類、古着・古布類、せんてい枝・枯葉・雑草は、町が委託した業者が選別、整理し資源化を図る。

(4) 有害ごみ

町が委託した業者が選別、整理し、蛍光灯等水銀を含む恐れのあるもの及び乾電池（一次電池）は適正処理業者に資源化処理を委託する。

その他のごみはオオノ開発㈱東温処分場において最終処分する。

(5) 廃食用油

㈱ダイキアクシスに売却し再資源化（BDF）を図る。

(6) 粗大ごみ

町が委託した業者が選別、整理し、可燃物は伊予地区清掃センターにて焼却処分する。資源物は町が委託した業者が資源化を図る。その他のごみはオオノ開発㈱東温処分場において最終処分する。

(7) 埋立ごみ

町が委託した業者が選別、整理し、可燃物は伊予地区清掃センターにて焼却処分する。資源物は町が委託した業者が資源化を図る。その他のごみはオオノ開発㈱東温処分場において最終処分する。

別表 1

収集区分・収集曜日・排出方法（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

| 収集区分 | | 収集曜日 | | 排出方法 |
|----------|----------------|------------|----------|--|
| | | 松前校区 | 北伊予・岡田校区 | |
| 可燃ごみ | | 毎週月・木曜日 | | 町が指定するごみ袋「可燃ごみ指定袋」で排出する。 |
| 資源 ごみ | 紙類 | 第1・第3火曜日 | | 品目(新聞・段ボール・紙パック・雑誌類)ごとに十文字にひもをかけて排出する。 無色または白の半透明の袋で排出する。 |
| | びん類 | 第2土曜日 | | |
| | かん類 | 第1・第3土曜日 | | |
| | 金属類 | 第4土曜日 | | |
| | 古着・古布類 | 第2火曜日 | | |
| | ペットボトル | 第1金曜日 | 第1水曜日 | |
| | プラスチック類 | 毎週水曜日 | 毎週金曜日 | |
| | 有害ごみ・乾電池 | 第3金曜日 | 第3水曜日 | |
| | せんてい枝 枯葉・雑草 | 第2・4金曜日 | 第2・4水曜日 | |
| | 廃食用油 | 拠点回収（自己排出） | | |
| 埋立ごみ | | 第4火曜日 | | 無色または白の半透明の袋で排出する。 |
| 粗大ごみ | | 戸別収集 | | はがきで申込み、町が指定する収集日に粗大ごみシールを貼り自宅前に排出する。 |

別表 2

ごみ量・処理形態（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

| 収集方法 | 区分 | | 排出量 | 処理形態等 | |
|------|------|----------------|---------|--------------------------------|--------------------------------|
| | | | | 中間処理 | 最終処分 |
| 委託収集 | 可燃ごみ | | 4,989t | 伊予地区清掃センター | オオノ開発（株） |
| | 資源ごみ | プラスチック類 | 326t | 松山容器（株） | （株）広島リサイクルセンター |
| | | ペットボトル | 72t | 松山容器（株） | 西日本ペットボトルリサイクル（株） （株）帝松サービス |
| | | 紙類 | 537t | （株）カネシロ | 大王製紙（株） |
| | | びん類 | 247t | 松山容器（株） | （株）長谷川商店 （株）エコシテイ |
| | | かん類 | 51t | 松山容器（株） | 金城産業（株） 四国アルミ（株） |
| | | 有害ごみ・乾電池 | 8t | 松山容器（株） | JFE環境（株） |
| | | 金属類 | 33t | 松山容器（株） | 金城産業（株） 四国アルミ（株） 大西商店 |
| | | 古着・古布類 | 101t | （株）カネシロ | （有）田代商店 |
| | | せんてい枝 枯葉・雑草 | 680t | （有）あぐり | （有）あぐり |
| | | 埋立ごみ | 450t | 松山容器（株） | オオノ開発（株） 金城産業（株） |
| | 粗大ごみ | 165t | 松山容器（株） | オオノ開発（株） 今治加工（株） 金城産業（株） | |
| 拠点回収 | 資源ごみ | 廃食用油 | 6t | （株）ダイキアクシス | （株）ダイキアクシス |

| | | | |
|------|-------|--------|-------------------|
| 許可収集 | し尿 | 5,347t | 伊予市松前町共立衛生組合「塩美園」 |
| | 浄化槽汚泥 | 7,415t | |

別表 3

可燃ごみ処理施設

| 施設名称 | 所在地 | 処理内容 |
|------------------------------------|---------------|------|
| 伊予地区ごみ処理施設 管理組合 「伊予地区清掃センター」 | 伊予市三秋 1 4 3 3 | 焼却処理 |

別表 4

一般廃棄物処分業許可業者

| 事業所名称 | 所在地 | 処理内容 |
|---------|------------------|-------------------------|
| (有) あぐり | 松前町北川原 1 1 5 - 1 | 木くず (せんてい枝) の破碎・発酵処理 |